

道路占用に於ける、ある現實性

川 島 生

「道路に電柱を建設せず單に架空線のみ路上を横斷占用するものに對して占用料を徴收するか」

之は最近K縣から照會せられた事項で、之に對しN縣では早速「徴收せず」と問答して、一先づ儀禮的な應答としたが、扱て實際問題として、占用料を徴收することの可否については或は多少の議論があるかも知れない。N縣の回答は單に徴收せずとあるだけで、何故に徴收せざるかに對しての説明を缺くが故に、其の可否の意見については全く明かでないけれど、恐らく徴收することを不適當と認めたいによるであらう。

何れにせよ、この問題に關しては占用料徴收の可否を論議するより先に、先づ之を占用として處分すべきか否かを

考へ、同時に路上電柱に架設する電線との關係につき検討しなければならぬと思ふのである。

元來道路占用料は道路占用の許可を前提としてのみ考へらるべき事柄であるから、K縣が既にこの問題に觸れたと云ふことは、反面に於て占用處分を自己體に對する態度が決定したものと一應考へられないことはない。併し單にそれだけを以てしては他の場合に於ける架空線に對する全面的な意圖と云ふものはつきりして來ない。もともとこの問題は、同時に電柱に架設する電線についても當然起らねばならぬ筈であるのに、その點に關して別に言及するところがないのを見ると、K縣は架空線の場合に限り之を占用として處分し、其の他の場合に於ては別段考慮するの

必要を觀ないと云ふのであらう。

之はひとりK縣のみでなく、一般にそうした傾向があり寧ろ之に對して何ら關心を持たなかつたと云ふのが事實であらうと思ふ。或は電柱の建設を認むれば之に關聯する架空線の如きは當然に包括せらるべきであると解する向もあるかも知れない。併しそれは架空線の複雑性を認識せざる皮相の見解であつて、もとより左袒し得べき限りでない。

而もそれらの人々にしても、電柱より轉下して地中に移行する電纜等については自ら別箇の觀點を有し、之を占用として處分することに躊躇しないであらう。

かくの如く地下線に對し、若は架空線のみ在路上横過に對し特異の注意を以て臨みながら、ひとり電柱に架設する電線に對して看過の態度をとらむとすることは甚だしき矛盾である。もとより電柱と架空線とは本質上別箇の存在を爲すものではない。従て一體不離の電線路としてのみ考ふべきであり、之を分立せる二つの物件と觀することは少くとも觀念上の錯誤である。この意味に於て道路占用の客體を

爲すものは電柱と架空線とではなく、常に一體の電線であると云はねばならない。既に綜合的に之を一體の電線路と觀るならば、之が處分につき相異なる二つの意思を肯定し得べき理由は少しもないのである。

次は道路占用料であるが、凡そこの問題程多角的に考へらるゝものはない。

假にある道路の區域に於て占用を許可した場合を考へる。その場合に於て地上又は地下に、ある工作物を設置することがあつても、其の占用料は平面積によつて算定せらるるのが通例であり、又偶々其の地上なり地下なりに別箇の占用を認むる場合に於ては、更に之に對して占用料を課することあるも亦一般の例であらうと思ふ。

かくの如く同一人が同時に地上地下を占用した場合と否らざる場合とによつて、必ずしも占用料の徴收方は同一でない。抑々當初に於て土地の觀念を以て占用を許可せるものならば、その料金の算定も平面積によるを至當とするがその場合には一定の土地につき二重の占用料を徴收するこ

とが合理化されない。又土地の觀念を離れて時物に對應した料金を算定することが公正であるとするならば、從來通常地代に等しい性質の占用料のみを勘案し來つたことが一種の誤算であつたと云ふことになるのである。

とにあれ道路占用料は、道路を其の目的以外に使用せしむることによつて、特定人に特別の利益を與ふる爲之が代償を仕拂はしむるものであると解すべきであるから、土地貸付と同じ觀念に墮した從來の取扱振には再吟味を加ふるの必要があらうと思ふ。而して今、ことさらにこの問題に觸れざるを得なかつたのは、架空線重架の場合に於ける占用料検討の上に多大の關係を有するからである。即ち一條の架空線も、其の上下に累架せる架空線も平面の計算に於ては等しき積を示すに過ぎないが、受益の代償としての見解に基き獨自の計量を試むる場合に於ては、當然その量は増大せらるべき筈であり、其の方法の如何は直接一般に影響するところ少なからざるが故に、之が研究は極めて慎重を要すると同時に原則的な占用料の妥當性を發見すること

が最も必要であると思ふ。

而して從來に於ける電線路に對する占用料徴收の實狀は恐らく電柱のみを對象として取扱ひ架空線に就ては全く計算の外に置いて居たのではなからうかと思はれるが若し然りとせば今日路上電柱に關係なき架空線のみを目的とし、電柱の建設に伴ふそれを遺忘して論議することは誠に不徹底である。等しく架空線である以上電柱の有無によつて一は之を免除し、一は之を徴收すると云ふのでは全く不合理である。且に何れの場合を問はず之を徴收するのが至當である。而して實際上如何に之を取扱ふべきかは徴收技術上の問題であり、又前記の問題に絡んで相當の争あるは想像に難からぬところであるが、少くとも架空線に關する限り物件の性質上平面的に考ふべきでなく、每一條の延長に比例し、更に電柱の有無を考覈して決定すべきであらうと思ふ。併しながら別箇の理由によつてすべての架空線につき全部免除すると云ふならば、それは又自ら別問題である。「家屋に出入用として道路法部又は並木敷を原形のまま占

用する者に對し占用料を徴收するか」

之も同じK縣からの照會である。N縣は之に對しても、「徴收せず」と回答して居るが、それが徴收すべきものなるも徴收せずとの意味か、徴收すべからざるものなるが故に徴收せずとの意味なるかは、はつきりしない。何れにせよこの問題も占用料よりも、先以て占用を觀ることの可否を考ふべきが順序であらう。

前提として、法敷と道路との關係を考へなければならぬ。法敷は路面を保持するかたちに於て存在するけれども必ずしも支壁の如き道路の附屬物と同一に論ずべきものではない。それは一箇不可分の道路の實體を爲すものでありその區域の一部であることに間違ひないのである。

次に使用の目的である。家屋へ出入の爲にするると云ふのであるが、凡そ家屋への出入は道路による場合に於ては總じて交通の過程である。此原則を認むる事無に交通を論ずるは恐らく無意義であらう。されば此場合に於ける使用の目的は、交通の爲にする以外の何ものでもないのである。

かく家屋への交通の爲に、道路の一部を使用することが

果して所謂道路の占用であらうか。たゞ法敷は路面ではない、通常通行すべき部分でないと云ふことによつてのみ特殊の關心を必要とするに過ぎない。而もそれだけの事情を以て、にはかに之を占用と觀ることは、交通の爲に道路を占用せしむることを肯定するものであつて全く不合理である。たゞし之に對しては、交通上の道路の占用は用法上の特別使用の觀念を以て説明し得るではないかとの反駁があるかも知れない。併しその説は謂ふところの用法上の意味に於て既に法敷と路面とを混同するものであつて自家撞著の議論たるを免かれない。

もとより法敷と路面とは實際上同様に使用せらるべきものでなく、又恣に一般の蹂躪に委すべきものではないが、少くとも占用としての形式によるに於ては、他人の通行を認容し得る状態にある部分ならば、即ち現状のまま使用するに於ては道路保持上支障なき状態にある部分ならば、之を占用として認めざるも其の實質的影響は同一であるべき

管である。それにも拘らず強て之を占用として取扱はむとするが如きは決して當を得たものではない。若し取締上の必要に基き占用處分そのものゝ刺戟によつて、單に占用する者に對し特別の注意を拂はしめむとするものならば、それには亦自ら別箇の對策があり得る筈である。並木敷の場合も殆ど同じである。たゞ異なるのは並木敷は道路でない、並木施設の爲に有する敷地なるが故に一般の交通を排除し得ると共に、道路附屬物としての目的外に使用する場合に於て之を占用として處分するも理論上の瑕疵を有せないと云ふことだけである。だからと云つてたゞそれのみを以て直に占用として取扱はむとするのは少しく早計である。等しく並木敷にしても、現に並木の形態を存せざる區域や、並木を構成する樹木と樹木との間に必要以上の距離を生じ將來植つぎの見込なき區域や或は事況の變化により自然に舊の保守を困難ならしむるに至つた區域やが、錯然として併存するであらう。而して家屋出入の爲の使用を餘儀なくせらるゝところは概ねこれらの區域を出でないであらう。

かく考ふるとき、かゝる場合の占用處分は明かに單なる形式具現でしかないと云ひ得る。なぜならば特定人への通行の許容は、やがて一般人へのそれを意味するからである。このイデオロギーこそは法敷の場合と全く同じであり單に占用の許可をさへ受くるならば支障なしとなす處の理據に多分の疑を持たざるを得ない。占用の許可を受くる者は特定人であり、而して實際に使用する者は一般人であるこの必然の結果を豫知することなしに、徒に形式を固守することは無意義である。斯の場合に於ては並木敷の呼稱と沿革とに囚はれず、有名無實の區域は斷然之を道路の區域に變更し以て一般の需要に適應せしむべきが肝腎である。もとより並木の造成と愛護とは必要である。併しそれは飽くまで交通の情勢に稽へ實狀に即して施設すべきであり並木の爲の並木たらしめてはならないと思ふ。以上の如くであるから其の占用料については、假令占用として處分することあるも、占用せむが爲に占用するものにあらざる事情に考へ、免除するのが適當であると思ふ。